

会報 ふくしま

No.90
R7.8.29発行



「夏の仕事終わり」(撮影／白河支部 宗像 浩)

CONTENTS

- 1 会長あいさつ
- 2 法務局長あいさつ
- 3 政治連盟会長あいさつ
- 4 公囁協会理事長あいさつ
- 5 顧問弁護士あいさつ
- 6 会務報告
- 7 支部だより
- 8 新人調査士紹介
- 9 インフォメーション
- 10 ミニコーナー
- 11 編集後記

会員のみなさまへ

残暑お見舞い
申し上げます！



広報キャラクター 地識くん



ごあいさつ

会長 土井 将照

皆様こんにちは。日頃より本会の会務運営に対し、ご理解とご協力を頂いておりますことに心より感謝申し上げます。

本年度は役員の改選期ということで、本年5月28日に開催された令和7年度第70回定時総会において、私も2期目の会長職を拝命させて頂くこととなりました。今期2年間も何卒よろしくお願ひいたします。

6月17日と18日には日本土地家屋調査士会連合会第82回定時総会が開催され、同総会の中で会長選挙が行われました。現職の岡田潤一郎会長が連続3期目の会長に当選され、土地家屋調査士法の改正を実現し、土地家屋調査士制度のさらなる充実と発展のために尽力される決意を力強く表明されてました。また、東北ブロックから連合会理事に選出されており、本会の安部正伸社会事業部長に於かれましては、連合会業務部長の要職を任されることとなり、福島会だけでなく全国の土地家屋調査士にとって極めて重要な役割を担って頂くこととなりました。体調に気をつけて是非頑張って頂きたいと思います。

7月11日と12日には、日本土地家屋調査士会東北ブロック協議会第70回定時総会が郡山ビューホテルアネックスにて開催され、事業計画の審議、役員の改選が承認され、東北ブロック協議会会长を小職が拝命することとなりました。このことにより、東北ブロック事務局が本会事務局にバトンタッチされ、細野智弘副会長が事務局長に就任されました。今後2年間、事務局職員の皆様にもご負担をおかけすることとなりましたが、どうかお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

7月25日ですが、東北ブロック協議会会长として初めての公務として、北海道ブロック協議会の定時総会に出席してまいりました。会場が帯広市ということで、福島空港から直接向かうには少々困難なところで、朝早めの新幹線で東京へ向かい、羽田から帯広空港に向かうというルートをとりました。その方が早くて旅費も安価で済むということに驚きを覚えた次第です。北海道ということで「涼」のひとときを感じることができるものと期待をしておりましたが、大変暑い気温が続き、宿泊したホテルの空調設備が冷却能力不足となり、温度設定を最大出力にしても部屋の中が30℃という大変な思いをいたしました。地元の方も初めての暑さということで、驚いておいででした。

今回の北海道ブロック協議会総会に出席させて頂き、初めて道東地域を訪問ましたが、ところ変わればやり方、様式も違うということを改めて実感してまいりました。地域が違うということは、自然、風習、特性が違うということで、同じ職業同士でもアプローチには違いがある、ということへの理解は大切にしなければ感じたところです。

一方で、土地家屋調査士の業務の本筋は、連合会が規定する会則、業務取扱要領、倫理規程、職務規程等、守らなければならない「決まり」が厳然として存在しています。会員の皆様に於かれましては、「決まり」を十分に遵守頂き、本会研修会への参加をはじめ、土地家屋調査士としての品位、知識と能力の向上に向けて、日々自己研鑽されますことをお願いいたします。皆様の行動一つ一つの積み重ねが、土地家屋調査士の社会における知名度と信頼へつながってまいります。裁判と言ったら「弁護士」、税金と言ったら「税理士」、土地建物の測量・登記のことと言ったら先ずは「土地家屋調査士」！というふうに国民市民から認識される日が来ることを信じ、皆様一人一人が土地家屋調査士制度の広報員として土地家屋調査士ライフを過ごされますようお願い申し上げたいと存じます。

本年も残暑厳しいとのことですですが、くれぐれも体調管理にお気を付け下さい。



御挨拶

福島地方法務局長 小松淳也

福島県土地家屋調査士会、そして会員の皆様には、平素より表示に関する登記、筆界特定制度、表題部所有者不明土地解消事業などを始め、当局の各種業務につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の発生から14年が経過しました。福島県においては、その復旧・復興事業は道半ばとなっています。平成29年5月に福島復興再生特別措置法が改正され、帰還困難区域の復興・再生に向けた「特定復興再生拠点区域」を設定できる制度が、同法の令和5年6月の改正により、帰還困難区域のうち「特定復興再生拠点区域」に指定された区域以外の区域について、「特定帰還居住区域」を設定できる制度が、それぞれ創設されたことにより、様々な公共事業が実施されているところです。

当局においては、この間、公費解体に伴う職権滅失登記や地図作成事業を通して、復旧・復興に寄与してきたところ、現在も、環境省による建物公費解体に伴う職権滅失登記を継続的に処理しているほか、震災復興型法務局地図作成事業については、令和6年3月に第4次3か年計画を定め、今年度は、いわき市勿来町窪田御前崎地区において2年目作業を実施しているところです。

また、福島県内では、近年、毎年のように豪雨等の自然災害が発生し、地方自治体で公費解体を実施するケースがありますが、当局としても地方自治体と連携し、職権滅失登記を取り組むこととしています。

これまでの間、貴会及び会員の皆様が、東日本大震災に係る復旧・復興事業に積極的に関わり、尽力されてきたものと承知しているところです。当局においても、引き続き、所管業務を通して、復旧・復興に寄与してまいりたいと考えています。

さて、せっかくの機会ですので、当局の重要課題について説明させていただきます。

始めは、所有者不明土地対策についてです。昨年4月1日に相続登記の義務化が実施されたところですが、昨年9月に法務省が行った調査によれば、国民の70%がその制度の存在を知る状況となりました。周知・広報に係る取組への貴会及び会員の皆様の御協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

また、本年4月21日からは、来年4月1日に施行される住所等変更登記の義務化に先駆けて、検索用情報の申出制度が開始されました。これは、近い将来、登記所が、所有権登記名義人の承諾を得た上で、住民基本台帳システムに照会し、変更があった場合には、職権で変更登記を行うためのものとなっています。住所等変更登記の義務化については、国民の30%程度しか認知していない状況となっていますので、貴会及び会員の皆様を始めとする関係機関の御協力を得ながら、周知に努めてまいりたいと考えています。

表題部所有者不明土地解消事業については、円滑に事業を推進する目的で、昨年10月から、当局不動産登記部門だけでなく各支局・出張所でも処理することとし、これにあわせて、貴会の御協力を得て、19名の所有者等探索委員の増員をさせていただいたところです。

今後は更に事業の進捗を加速させる必要があることから、貴会に対し、更なる所有者等探索委員の増員をお願いすることもあるようかと思いますので、その際は、改めて御協力の程よろしくお願ひいたします。

次に、筆界特定制度についてです。制度発足後、貴会及び会員の皆様の御協力をいただきながら、本制度の趣旨は国民の間に広く浸透しているものと思われます。

申請件数は、年によりばらつきがあるものの、おおむね10件から20件程度の申請があります。

筆界特定申請事件は、困難な事案が多いことから、貴会員の皆様に筆界調査委員として御尽力いただいているところ、おかげさまで、筆界特定申請の係属事件も僅かとなっているところです。

なお、筆界特定申請の代理人として申請を検討される場合、従前、隣接所有者の立会いが得られないことを理由に筆界特定の申請に及ぶ事案が散見されましたが、「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて」（令和4年4月14日付け法務省民二第535号法務省民事局長通達）が発出されたことに伴い、必ずしも筆界特定制度を利用せずとも分筆等の登記申請ができる場合もありますので、筆界特定制度を利用するかどうかについては、本通達を踏まえた検討をお願いいたします。

終わりに、今後も土地家屋調査士制度は、国民の生活基盤及び社会経済活動を支える重要な役割を担っており、貴会及び会員の皆様が果たす役割は、ますます重要なものとなっています。貴会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。



就任あいさつ

福島県土地家屋調査士政治連盟

会長 柴山 武

盛夏の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度、土地家屋調査士政治連盟の会長を拝命いたしました、福島支部の柴山武です。その責任の重さを改めて痛感するとともに、皆様からのご信頼とご期待に応えるべく、身の引き締まる思いでおります。

こうした中で、土地家屋調査士の使命と専門性を広く社会に理解していただくためには、政治との健全な関係を築き、制度の安定的な運用と将来を見据えた政策提言が不可欠です。

政治連盟の使命は、まさにそのための橋渡し役を果たすことがあります。

会員皆様の声に真摯に耳を傾け、関係諸団体や国会・行政との連携を強化し、調査士制度の発展と社会的地位の向上に努めたいと願っております。

いま全調政連は、単位調政連と強力に連携し、土地家屋調査士業務の拡大と報酬の適正化に努め、制度の未来を切り開きたいと考えております。

具体的活動としては、狭い道路解消事業、官民境界査定事務の民間委託、道路内民有地の解消、土地家屋調査士の業務報酬の適正化、会員の増強、調査士制度に理解ある議員の土地家屋調査士議員連盟への加盟増強等鋭意努力しております。

狭い道路解消事業についてですが、第1に不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家である私たち土地家屋調査士は、その有する知見を活かして、自治体と連携して狭い道路の解消に努めること。第2として、狭い道路を解消するための統一的な制度・基準の策定及び財源の確保に努めることを宣言し、もって国民の生活の向上と安心・安全に寄与するとしています。

事業の補助率についてですが、国民が3分の1、国が3分の1、地方自治体が3分の1それぞれ負担するとしていますが、実際の運用については相当ばらつきがあり、福島県内の場合、構造物の撤去や後退用地の整備は市民が負担し、測量や登記費用は地方自治体が負担、あるいは、登記申請費用のみ地方自治体が負担して、固定資産評価額で用地を買い取っているのが現状かと思われます。

この負担率については国土交通省発刊の「狭い道路対策に関するガイドライン」に記載があり、なお熟読する必要があるものと思われます。

いずれにしても、「社会资本整備総合交付金」なる国からの交付金事業であることに相違なく、この交付金は何にでも使える類のもので、府内では争奪戦が繰り広げられているようです。

狭い道路解消事業については、社会资本整備総合交付金から特化して予算化できないものか、さらに、予算そのものを増額できないか、現在模索中です。

狭い道路は、道路の幅員が狭いことから車両が通行しづらいため、生活の様々な場面において支障をきたす場合があります。特に災害時における円滑な消防活動・救助活動・避難の妨げになる恐れがあります。令和6年3月に国土交通省において「狭い道路対策に関するガイドライン」が作成、公表されました。基本的には地方公共団体向けなのですが、なかなか進まない現状を考えたときに、国と地方公共団体、そして国民が共通の認識を持つ必要があります。

これから先は、国民や地方議員の方々、そして地方公共団体の皆さんに关心を持っていただくべく行動を起こさなければなりません。

全国の住宅戸数の内4m未満の道路に接している住宅数は、平成10年には40%のところ、平成30年には30%まで低下しております。しかし、速度は遅く、災害は待ってはくれません。早急な対策が望まれます。

最後に、本年10月17日(金)仙台にて、「狭い道路解消シンポジウム」が開催されます。

会員の皆様におかれましては、是非聴講されますことをお勧めいたします。

今後2年間、山積する諸問題に鋭意取り組むことになりますが、土地家屋調査士の会員皆様の絶大なるご協力を切にお願い申し上げる次第です。



ご挨拶

公益社団法人
福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 竹内 博幸

日頃より会員の皆様に於かれましては協会の事業運営へのご理解とご協力を頂いておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、連日の猛暑の中皆様いかがお過ごしでしょうか。この猛暑をどう凌げば良いのか、為す術がありません。暑い熱いと嘆いて日陰げに居ては現場が進まず、相当に厳しい夏を迎えています。

さて、去る6月5日に土地家屋調査士会からの後援を頂きながら開催しました市民公開講座では所有者不明土地と空き家問題をメインテーマとして、空き家問題に精通した弁護士の永盛雅子先生と会津美里町移住定住促進係担当者の協力を頂き具体的な取り組みとその実状の説明を頂きました。また、我々の同胞である前棚倉町長湯座一平氏からは「自治体首長から見た用地管理のよもやま話」と題して貴重なご意見を述べて頂きました。この空き家問題につきましては特措法の発令に合わせ、9年前の平成28年度市民公開講座において、国交省の空き家問題担当者を招いての開催を致しております。少子化問題に端を発したこの問題は決して解決に至るテーマではありませんが、問題を深刻化させないための対処法や考え方など、日頃から問題意識を持つことの重要さを市民や官公庁用地担当者へのアピールとして再度の企画を致しました。

また、以前より改正土地基本法を柱として公有地管理者の適正な土地の管理を市町村に対し訴えているところであります、「道路敷内民有地発見届け」の提出もそのメッセージを強く込めた行動であります。また、積極的に取り組んで頂きたく、当協会社員はもとより貴会を通じて全会員にもお願いをしているところであります。これについて、全国土地家屋調査士政治連盟と全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会が令和7年度事業計画の重点事項として「道路敷内民有地の解消」を掲げました。福島協会は4年前からこれに着目し、県内全ての市町村へ文書を差し上げながら都度アピールを繰り返して来たところであり、所有者不明土地発生の抑制と管理不全地の解消につながる一石二鳥の有効且つ公益につながる業務として推進しております。

当協会が現在受託しております「登記所備付地図作成事業」は福島市、いわき市、郡山市において展開されておりますが、我々の目的としている「不動産に関する権利の明確化事業」の柱として継続推進されており、土地家屋調査士ならではの社会的貢献と認知度アップにも大いに貢献しているところであります。しかしその反面、担当者への負担も大きく、労力に見合った報酬が得られる体制づくりが求められており、関係機関と関係各位のご協力を仰がねばなりません。

また、本年4月には公益法人制度改革により、法人の私物化の防止と理事会運営の活性化等を図るため、外部理事と外部監事を一人以上選任する事が基準となりました。当協会においても来る9月5日の社員総会に於いて選任の運びとなります。

様々と改正が続く昨今ですが、相続登記義務化に次いで来年4月には住所等変更登記の義務が法制化されます。これらは我々業界への影響も多大であり、積極的に社会への周知を図りたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い致します。

まだ暫くは厳しい夏が続きそうですが、会員の皆様には無事に猛暑を乗り切られ、快適な秋を迎える事をご祈念申し上げご挨拶と致します。



法律相談における難問

顧問弁護士 吉 津 健 三

時々、20万円を友人に貸したけれども返してくれない、どうやったら返してもらえますか?という法律相談を受けます(まれに5万円とか10万円というような金額のご相談を受けることもあります)。

しかも、返済期限に遅れる際、「月末までに○○の入金があるはずだったのに、先方に××の事情ができて入金が来月にずれこんだため来月まで待ってください」「家族が入院して急な出費があったので来月10日までには何とか返済します」などといった理由を述べ、貸主に新たな返済期限を設けてもらうと、その新たな返済期限に遅れる際にも同じ類いの理由を述べて再度返済期限を延ばしてもらい、その再度の新たな返済期限を無連絡で徒過し、貸主からの電話にも出ず、LINEも無視するという経過を経て、冒頭の法律相談に至るというのがほとんどのケースです。

このような法律相談は難問中の難問です。皆様「え、どうして?」と思われるかもしれません、解決不能な問題といつてもよいように思います。

まず、返済期限までに返済できないという借主の述べる理由を(必ずしも全てが嘘ではないこともあるでしょうが)真に受けはいけません。というのは、借金の「全額」を返済期限に返せなかったとしても、本当に返す気持ちがあれば、借金の「一部だけ」でも返済期限までに貸主に持参し、「○○の理由で全額は返せなくなりましたが、何とか金策して△△円だけは返済しに来ました、残りは必ず□月□日までに返済します、すみません」というような言動を取るのではないか。返済できない理由だけ述べて1円も返さず、しかも、それを2回(以上)繰り返すということは、「返済する気持ちがない」ことの表明としか思えません。

そうなりますと、冒頭の相談は、どうやったら「返済する気持ちのない人」に返済させることができるか?という問題になります。端的に考えられるのは裁判や支払督促などの強制力を持った手続きを取ることです。しかし、そう答えるのは簡単ですが、何の解決にもなっていません。というのは、それを専門家に依頼すれば費用が発生するからです。そして、首尾よく判決を得たり、支払督促が発効しても借主が返済しなければ、借主の資産を見つけて、強制執行をしなければなりません。またしても、そのための費用が発生します。見つけやすい資産の代表例として借主の勤務先からの給料をあげることができます、給料の差押さえができるのは原則として手取額の1/4までです。しかも、借主が勤務先を辞めてしまえば元の木阿弥です。

以上の手続きを専門家に依頼すれば、相談者が貸した金額以上の費用を要することになる可能性があります。ここまでご説明しますと、冒頭の法律相談に対し相談者の悩みを解決する回答をすることは不可能、すなわち冒頭の法律相談は「難問」になるということをお分かりいただけると思います。

誠実に弁護士業務を遂行しようとすれば、上記の説明をするしかなく、口が裂けても内容証明郵便で督促をしましょうか?弁護士費用は☆☆万円になりますなどという詐欺的な提案をすることはできないのです。しかし、いかに誠実に弁護士業務を遂行するとはいっても、顧客満足度はゼロに近い回答になりますので、相談者からは…(書面にすることが憚られます)ということになる訳です。

新任のあいさつ

令和7年5月27日に開催されました第70回定時総会上におきまして、令和7年度の新役員が決定いたしました。

今号では、新しく本会役員に着任された皆様より一言ごあいさつをいただきました。

会員の皆様におかれましては、会務運営へのご理解・ご協力を賜りますよう、引き続きよろしくお願ひいたします。

福島県土地家屋調査士会役員一覧（令和7年、8年度）

会長 土井 将照（郡山支部）

副会長 黒森 陽一（福島支部）

副会長 細野 智弘（郡山支部）

副会長 渡部 宏（会津支部）

<総務部>

部長 渡部 宏一（郡山支部）

理事 大槻 武志（福島支部）

<財務部>

部長 斎藤 章（郡山支部）

理事 田原 浩之（福島支部）

<研修部>

部長 澤田 法明（いわき支部）

理事 名取 俊光（相双支部）

<広報部>

部長 宗像 浩（白河支部）

理事 船木 彦人（会津支部）

<社会事業部>

部長 安部 正伸（郡山支部）

理事 五十嵐洋介（福島支部）

<ADRセンター>

センター長 渡邊 聖志（郡山支部）



研修部理事

相双支部 **名取 俊光**

この度、研修部理事を拝命しました相双支部所属の名取俊光と申します。

令和2年入会であり、経験の浅さゆえ皆様にはご迷惑をお掛けする事と存じますが、これからより多く学ぼうとする方々と同じ目線・立場の者が、研修の企画に携わるのも良いのではないか、と前向きに捉えて戴き、温かい目で見守って戴ければ幸いです。私も一緒に学びながら皆様の研修サポートに努めます。

登録以来、本会や諸先輩方に様々な面倒を見て頂いたお陰で、何とか続けてこれました。少しでも恩返しができればと思っておりますので、皆様どうぞ宜しくお願い致します。

* * * * *



社会事業部理事

福島支部 **五十嵐 洋介**

この度、社会事業部理事に就任することとなりました福島支部の五十嵐洋介です。昨年度まで福島支部役員を理事1期、副支部長1期、支部長2期を務めましたが本会理事は初めての経験となります。安部部長のもと微力ながら一生懸命に頑張りたいと思います。またADRの運営委員にもなっているため、社会事業部とADRとの連携の役に立てるよう頑張ります。執行部の一員となり、会員皆様のお役に立てるよう努力して参りますので、ご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

会 務 報 告

日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会 第70回定時総会

日 時 令和7年7月11日(金) 午後2時30分開始

会 場 福島県郡山市中町10番10号

「郡山ビューホテルアネックス」

報告事項 令和6年度会務・事業報告

第1号議案 令和6年度収支決算報告承認の件

第2号議案 特別会計規定一部改正（案）審議の件

第3号議案 令和7年度事業計画（案）審議の件

第4号議案 令和7年度収支予算（案）審議の件

第5号議案 次期総会開催担当会決定承認の件

第6号議案 役員任期満了に伴う選任の件

会長 土井 将照（福島会会长）

副会長 菅原 淳（山形会会长）

副会長 根本 聰（秋田会会长）

理事 小笠原 陽（青森会会长）

理事 高橋 一秀（宮城会会长）

理事 佐藤 保（岩手会会长）

事務局長 細野 智弘（福島会副会长）

監事 鈴木 穎（宮城会）

監事 松岡 勇二（宮城会）

動議（名誉会長推戴の件）

土井将照理事（新会長）より議長に対し、松田淳一會長を名誉会長に推戴したい旨、総会での承認を求める発言があったため、議長は会場に諮ったところ拍手多数により承認された。

福島県土地家屋調査士会 令和7年度 第70回 定時総会

日 時 令和7年5月28日(水) 午前10時30分

会 場 西白河郡西郷村字道南東7

東京第一ホテル新白河 2階「富士」

1. 総会員数 246名

1. 出席会員数 241名（本人出席者119名、委任状出席者122名）

日程第1 議事録署名人の選任及び書記指名について

日程第2 会期決定の件

日程第3 報告第1号 災害対策本部からの報告

日程第4 報告第2号 令和6年度事業報告

日程第5 報告第3号 福島県土地家屋調査士会職員就業規則の一部改正について

日程第6 報告第4号 福島県土地家屋調査士会職員育児・介護休業等に関する規則の一部改正について

日程第7 報告第5号 福島県土地家屋調査士会嘱託職員就業規則の一部改正について

日程第8 報告第6号 福島県土地家屋調査士会職員給与規程の一部制定について

日程第9 報告第7号 福島県土地家屋調査士会慶弔見舞金規程の制定について

日程第10 議案第1号 令和6年度一般会計収支決算の承認について

日程第11 議案第2号 令和6年度特別会計収支予算の承認について

日程第12 議案第3号 令和7年度事業報告（案）の承認について

日程第13 議案第4号 令和7年度一般会計収支決算（案）の承認について

日程第14 議案第5号 令和7年度特別会計収支決算（案）の承認について

日程第15 議案第6号 福島県土地家屋調査士会会則の一部改正について

日程第16 選挙第1号 福島県土地家屋調査士会役員及び委員の任期満了による改選について

第70回東北ブロック協議会定時総会報告

広報部長 宗 像 浩

出席者：

東北ブロック協議会理事 土井将照（会長）
 日調連理事 安部正伸（社会事業部長）
 代議員（5名） 渡部宏一（総務部長）
 澤田法明（研修部長）
 渡邊聖志（ADRセンター長）
 五十嵐洋介（社会事業部理事）
 宗像 浩（広報部長）
 オブザーバー 黒森陽一（副会長）
 渡部 宏（副会長）
 細野智弘（副会長）
 大槻武志（理事）

日 時：令和7年7月11日(金)

本会議 午後1時30分から午後3時30分
 式 典 午後4時00分から午後5時00分
 令和7年7月12日(土)

講 話

説明会 午前9時00分から午前10時00分
 各部意見交換会

午前10時10分から午後11時40分

場 所：〒963-8004

福島県郡山市中町10番10号

「郡山ビューホテルアネックス」

担当会：福島県土地家屋調査士会

1. 報告事項令和6年度会務・事業報告

2. 議事

第1号議案 令和6年度収支決算報告承認の件
 第2号議案 特別会計規定一部改正(案)審議の件
 第3号議案 令和7年度事業計画(案)審議の件
 第4号議案 令和7年度収支予算(案)審議の件
 第5号議案 次期総会開催担当会決定承認の件
 第6号議案 役員任期満了に伴う選任の件

3. 式典

・仙台法務局（管区）局長表彰

受賞者 黒森陽一会員（福島支部）
 細野智弘会員（郡山支部）

坂本和久会員（相双支部）

佐藤好男会員（郡山支部）

※受賞された皆様、大変おめでとうございます。

※第70回日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会定時総会は、6年に一度の担当会である当福島会が担当会として開催されました。昨年から当日に至るまで開催の準備に当たられた皆様、大変ご苦労様でした。私は今回、代議員として総会に参加させていただきました、福島県土地家屋調査士会の総会、日本土地家屋調査士会連合会の総会、そして連合会東北ブロック協議会の総会と、役員としての立場、代議員やオブザーバーとして参加することで、各団体が、土地家屋調査士制度についてそれぞれの場面で協力し、構築されていることで、我々土地家屋調査士が日々の業務を行っていける、その現場を作っていただけていることを感じました。

また、2日目にはまず、日本土地家屋調査士会連合会会長である岡田潤一郎会長の講話が行われました。令和7年6月に行われた連合会総会の内容や、岡田会長がこれまで培ってきた土地家屋調査士としての考え方など、とてもためになる講話をお聞かせいただきました。

その後に東北6県の各部会（総務・財務部）（社会事業・研修部）（広報部）（ADRセンター）を4部会に分けた形式で意見交換会を行いました。私は、東北6県広報部の座長として各県の広報部の活動や、今後の取り組み、今までの課題や東北が協力していく部分の構築等、活発な意見の交換を行いました。とても有意義でしたが、他の部会からは時間が足りない旨の報告も上がっていました。年に1回のみならず是非とも今後も続けていくべき意見交換会であると感じました。

来年は、担当会が宮城会に決定しました。土地家屋調査士制度の発展のため、日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会のますますの活躍を期待しながら、報告とさせていただきます。

【受賞報告】

おめでとうございます

名誉会長 小野寺正教会員（郡山支部）が法務大臣表彰を受賞されました。

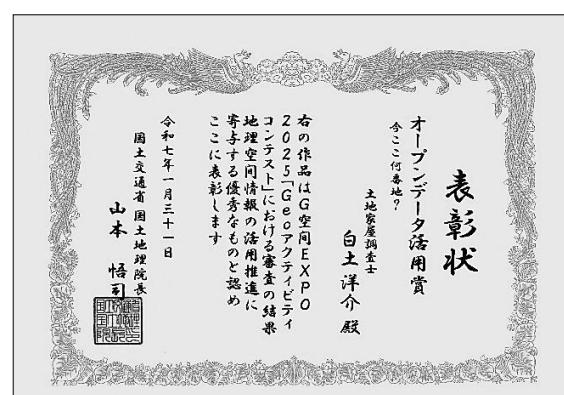
第70回日本土地家屋調査士会連合会定時総会上にて授賞式が執り行われました。



「G空間EXPO2025」（令和7年1月29日～31日開催 於東京ビッグサイト）内、国土交通省・国土地理院主催「Geoアクティビティコンテスト」において、いわき支部 白土洋介会員が『今ここ何番地？』でオープンデータ活用賞を受賞しました。



白土洋介さん
<https://www.g-expo.jp/>



【広報部報告】

ラジオCMの実施について

今年度も本会広報の一貫として『ふくしまFM』にて福島県土地家屋調査士会のラジオCMを放送することとなりましたのでお知らせいたします。

会員の皆様におかれましては、ぜひご周知の程をお願い申し上げます。

『福島県土地家屋調査士会

ラジオCM（20秒）』

放送期間：令和7年8月1日(金)～令和8年1月30日(金)の6ヶ月間
※偶数月は月・水・金、奇数月は火・木・土の週3回

テレビCMの実施について

福島会では、今年度の本会会務の一貫として、下記のとおりKFB福島放送にて福島県土地家屋調査士会の暑中見舞いCMを放映いたしますので報告いたします。

福島県土地家屋調査士会15秒CM

期 間：令和7年8月3日～15日
回 数：13回（1日1回）
放送局：KFB福島放送（5ch）

全国一斉！表示登記無料相談会を開催しました

日時：令和7年7月31日(木) 10時～16時

会場：県内6箇所

福 島	福島市市民センター	202、203講義室
郡 山	郡山市労働福祉会館	第二会議室
会 津	城南コミュニティセンター	
須賀川	須賀川市民交流センターette	ルーム3-1
いわき	いわき市文化センター	小会議室
南相馬	南相馬市民情報交流センター	小会議室

ご協力をいただきありがとうございました。



支部だより

父のこと

福島支部 副支部長 佐 藤 利 紀

今年度より、福島支部の副支部長となりました。10年前、土地家屋調査士登録をし、福島支部の事務所でドキドキしながら面接を受けた自分が、今度は新入会員を面接する側の立場になったのだと思うと感慨深いものがあります。思えば、初めて参加した総会の時の新入会員挨拶の席で、何を思ったのか「父を超える立派な調査士になります！」と声高らかに宣言（決意表明）したのが、つい昨日のことのようです。若気（さほど若くもなかったのですが）の至りだったとはいえ、考えれば、厚顔無恥で怖いもの知らず、身の程知らずの行動だったと、思い出す度に顔が赤くなるのですが、「10年前の一新人の挨拶なんて、どうせ誰も覚えていないさ」と自分に言い聞かせ落ち着くことにしています（笑）。ただ、同期会（当時山形で開催された新人研修会時、寝食を共にした9名で結成）の飲み会の度に、「いやー、利紀さんのあの伝説の挨拶は良かった」と冷やかされ、毎回格好の酒の肴にされております（笑）。そう、彼らは当時、すぐ真横で聞いていたんですね（汗）。



52年前の父と私

そんな父（佐藤一洲）も、今年の4月30日に天国へ旅立ちました。父は昭和58年に入会、平成29年まで34年にわたる調査士人生でした。父が在職中御世話になった先生方に、この場をお借りして御礼申し上げます、本当にありがとうございます。

とうございました。

子供時分、母親からはしおっちょう怒られていたのですが、父親から叱られた記憶は一切ありません。そんな温厚な父でした。葬儀の時、自分は親孝行だったんだろうか？と色々考えていたのですが、調査士試験に合格した報告をした時、父の目に光るものがあったから、少しは親孝行出来た…よ、ね？

現在、福島支部の執行部（正副支部長、理事）9名中、私と同じ親子2代で調査士のいわゆる二世調査士は7名もおります（実に7割超）。芸能界と違って、私が大好きな大相撲の世界も、土地家屋調査士も七光りが通用しません。大相撲では、父親が元横綱・大関であろうが、その子に実力がなければ上には上がれません。土地家屋調査士も然り。国家試験に合格しなければ開業は出来ません。「二世は楽でしょ」と思われるかたもいらっしゃるかもしれません、試験になかなか合格出来なかった時の心境、プレッシャーたるや、これは二世調査士にしか分からないと思います。ただ、これは七光りと言えるか分かりませんが、父親が頑張って築き上げてくれた地盤・信頼・評判というものは、二世ならではの特権といえるのではないでしょうか。父と2代に渡ってお手伝いしたクライアントさんから、「お父さん元気がい？色々世話になったんだよ、よろしく言っておいでない」「本当にお父さんソックリだない。また頼むぞい」そんなお言葉を頂戴することあまた。父が退会した時よりも、亡くなつたいまこそ、より一層気が引き締まる思いです。

「もしかしたら、父を超えることなんか出来ないかもしれないな…」実務経験を積み、“あの時”より大人になった私の現在の率直な気持ちです。だけど、天国の父を安心させるべく、10年ぶりにあらためて宣言します。

「父を超える立派な調査士になります！！！」
親父、見守っててね♪

* * * * *

両親との小旅行

郡山支部 安 部 正 俊

高齢になった両親と、年に数回ほど旅に出るようになった。といっても、私はもっぱら運転手兼付き添いのような立場で、旅の主役は両親。今回は、そんな親子旅の記録を書くことにします。

出発は唐突だった。前もって計画を立てたわけではなく、父が「酒田方面に行きたい」と言ったのをきっかけに、旅の行き先が決まった。あわてて温泉旅館を探し始めたが、週末まであと3日。宿が取れるか心配だったものの、幸運にも鶴岡市にあるあつみ温泉の宿を予約できた。

仕事の都合で、出発は午後にずれ込み、1日目はほとんど移動に費やされた。それでも、国道7号線を走る道すがら見た日本海の穏やかさと、夕日に染まる海岸線の美しさには思わず息を呑んだ。それだけで、来た甲斐があったと思えるほどだった。

宿に着くと、旅館の料理が想像以上に美味しく、特に朝食は絶品だった。ついで白ご飯を三杯もおかわりしてしまうほど。胃も心も満たされる朝を迎え、二日目は酒田市方面へと車を走らせた。



山形の海と鳥海山

途中、「加茂水族館」の案内板を見つけ、立ち寄ってみることに。ここはクラゲの展示で有名な場所で、色とりどりのクラゲが幻想的に水槽の中で揺れていた。アザラシやオットセイもいて、小さな水族館ながら見応えは十分。何より、初めて食べたふぐ刺しの味が、印象に残った。ポン酢の味しかしながらと言えばそれまでだが、食べたことのなかったものを口にする、それだけで心が動くものだ。

水族館を後にして、昼食は酒田海鮮市場へ。市場は賑わっており、海鮮丼を目当てに長蛇の列。ようやくありついた海鮮丼は、鮮度がよく、旅の締めくくりにふさわしい満足感を与えてくれた。

振り返れば、観光よりも食べ歩きに近い旅だったかもしれない。それでも、両親と過ごしたこの短い1泊2日の時間は、かけがえのない思い出となった。山形の豊かな自然と人の温もりに触れながら、親子で過ごす穏やかな余白に、しみじみと「山形もいいところだな」と思えた旅だった。

* * * * *

土地家屋調査士としての一年を振り返って

いわき支部 佐久間 洋 希

今年の4月で、土地家屋調査士として登録してから一年が経ちました。振り返ると、「なんとか走り続けてきた」という思いと、「ようやくスタートラインに立てたかな」という感覚が入り混じっています。

この一年で感じたのは、個人事業であっても、「土地家屋調査士」という看板を背負い、組織の一員としての責任を持って働いているということです。日々の業務をこなすだけでなく、それぞれが役割を果たし、支え合っているからこそ、組織は成り立っているのだと実感しました。

また、多くの研修に参加させていただく中で、倫理や筆界に対する考え方、境界立会時の対応など、実務だけでは得られない貴重な学びがありました。今後もこうした機会を大切にしながら、知識と経験を積み重ねていきたいと思っています。

研修の準備・運営にご尽力いただいている皆様に、改めて感謝申し上げます。

実務の中では、やはり境界立会いの場面が一番印象に残っています。自分の意見を伝えるだけでなく、相手の立場や背景に配慮しながら、丁寧に対応することの大切さを改めて感じました。誠意を持って向き合えば、時間はかかっても理解を得られることがありますし、一方でちょっとした言葉遣いや態度が信頼を損ねることもあります。「人と向き合う」ことの難しさと大切さを、日々痛感しています。

体調管理に苦労した時期もあり、うまくいかない日も多くありました（今日も暑さで少しバテています…）。そんな中で、先輩方からの言葉やサポートに何度も助けられました。

まだまだ未熟ではありますが、この一年で得た経験を糧に、これからも自分の殻を少しづつ破りながら、成長していきたいと思っています。



散歩中に出会った、セミの抜け殻。
「夏空に 殻を破つて 鳴いている」

* * * * *

相続土地国庫帰属申請手続について

会津支部 長谷川 豪

相続土地国庫帰属申請手続（以下国庫帰属手続という。）は、相続人又は相続人への遺贈により手に入れた土地について、審査手数料及び負担金を納付して、土地を国に引き渡すことができる手続です。

国庫帰属手続の書類は、①申請書、②申請する土地の位置及び範囲を明らかにする図面、③境界点の写真、④土地全体の写真、⑤印鑑証明書等になります。

国庫帰属手続の代理人は、弁護士、司法書士、行政書士です。

申し遅れましたが私は、司法書士として国庫帰属手続を何件か申請した経験があります。その中で何故、代理資格を土地家屋調査士に付与しないのかが疑問でなりません。

説明パンフレットなどを見ると、この制度は、都会とまでは言いませんが、都市部の土地を対象にしていると考えられます。

相続した土地について、宅地はともかく、田、畠、山林等現地にも行ったことがない申請人が位置や範囲を明らかになどできるはずがありません。

申請は、土地の特定がなされないとできませんし、おおよその場所がわかつても境界点がわからないとできません。

土地の特定、境界標の設置は、我々土地家屋調査士が得意とするものです。

- ・位置の特定：地図であればその地図を復元し、位置を特定する。

- ・境界点が無い場合：境界標を設置できる。

現に私は、地図（法第14条地図）に基づいて境界標を設置して申請人に確認してもらっています。

ただ、申請人の主張は、隣接者と立合をしなくて良いので、所有権界になる可能性があり、我々土地家屋調査士が主張する筆界ではないということです。

一日も早く法改正が行われ、土地家屋調査士が国庫帰属申請を申請できるようになればと願うのは私だけでしょうか。

言葉足らずの部分があればご容赦下さい。

新人調査士紹介



福島支部 檜 森 匠
(ひもり たくみ)

令和7年4月に福島支部に入会しました。楓森 匠と申します。姓の楓森は妻の姓であり、旧姓は川瀬です。趣味で子供たちに剣道を教えたり、スポーツボランティア活動などをしています。

いわゆる就職氷河期世代であり、取り敢えず就職しなければと、安易に父親の測量事務所に就職したのがこの業界に入ったきっかけです。

長年補助者をしてきましたが、震災を機に不動産登記制度の重要性が一般の方にも周知され、調査士業もライフラインの一部であると感じています。

地域住民の方々の利便性向上の一翼を担うこと目標に日々精進して参りますので、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

* * * * *

いわき支部 金 成 亮 尚
(かなり あきなお)

令和7年4月にいわき支部に入会いたしました金成亮尚と申します。これまで東京都の水道管の設計をするコンサルタントや父の経営する測量設計事務所に置いて測量及び設計業務に従事して参りました。

過去に祖父が地元いわき市において土地家屋調査士として働いてきたことなどもあり、測量や登記申請といった業務がほんやりとですが、しかし身近にある環境で育ちました。

実務における経験や知識がとても不足していることを痛感する毎日ですが、それも伸びしろとポ

ジティブに捉え、成長し、社会や人の役に立つことの出来る土地家屋調査士を目指す所存です。まだまだ未熟ではございますが、ご指導のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

* * * * *



いわき支部 横 村 雄 大
(かしむら たけひろ)

令和7年5月にいわき支部へ入会いたしました、横村雄大と申します。

学生時代、土地家屋調査士である伯父の業務を手伝ったことがきっかけで、土地や境界に関わる仕事に興味を持ち、この道を志しました。

土地家屋調査士は、個人の大切な財産である土地の境界を明らかにするという、社会的責任の重い職業であると認識しておりますが、まだまだ知識・経験ともに未熟で、日々力不足を痛感しております。

諸先輩方に少しでも近づけるよう、今後も精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

* * * * *



郡山支部 鈴 木 達 也
(すずき たつや)

令和7年5月に郡山支部に入会させて頂きました、鈴木達也と申します。郡山出身、昭和62年生まれの38歳です。

以前は飲食業に携わり独立を目指していましたが、コロナ禍で断念。父と兄も調査士という環境だったため、家業の魅力を再認識し、私も調査士になることを決意しました。

まだまだ未熟者ですが、諸先輩方から沢山学ばせて頂き日々精進して参ります。どうぞよろしくお願い致します。

* * * * *

相双支部 小野 崇
(おの たかし)



相双支部の小野 崇と申します。
昭和46年生まれの53歳で、遅咲きのデビューとなりました。

約20年前に当時住んでいた東京都で測量の道に入りました。

その会社の社長が土地家屋調査士を兼ねていて、尊敬する方であったので、必然的に調査士を目指す事に。苦難の連続でしたが、なんとか令和5年度の試験に合格し、晴れて開業する運びとなりました。

測量会社では、公共測量の用地測量に従事する事が多かったのですが、「自分は将来調査士になるんだ」と心に想いながら業務をこなしておりました。

この仕事の醍醐味は境界確認だと思っております。不穏な現場でも、自分の知識と経験を以て解決していく、そんな調査士を目指しております。

* * * * *

会津支部 山川 宏司
(やまかわ こうじ)



令和7年6月に入会しました会津支部の山川宏司と申します。

土地家屋調査士を目指す1番の

きっかけは、やはり父親の存在が一番大きかったと感じます。父も調査士事務所を開業しており、補助者として10年ほど勤務させてもらいました。ほぼ毎日一緒にいる中で、専門家としての知識の向上や立ち振る舞いなど、常に考え方行動する姿に

憧れ、自分もこの世界で挑戦してみたいと思い調査士を目指しました。

入会してまだ間もないですが、多くの先生方に温かいお言葉やサポートをしていただき、土地家屋調査士として期待に胸を膨らませると同時に、責任の重さを痛感し大変身が引き締まる思いです。

今後は調査士会の一員としての自覚を持ち、知識や実務経験豊富な諸先輩方には遠く及びませんが、少しずつでも先生方に近づけるよう、また自分らしさも出していけるよう努力を積み重ねていく所存です。未熟な点も多々あると思いますが、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いします。

* * * * *

郡山支部 織田 和晃
(おだ かずあき)



令和7年6月に郡山支部へ入会いたしました、織田和晃と申します。令和3年度に土地家屋調査士試験に合格いたしました。

試験以前は測量会社にて公共測量に従事していましたが、合格を機に竹内博幸先生のもとで補助者として実務を学び、多くの貴重な経験を積ませていただきました。あわせて、諸先輩方からも温かいご指導を賜る機会に恵まれ、心より感謝しております。

まだまだ未熟ではありますが、日々研鑽を重ね、信頼される土地家屋調査士を目指してまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

Information

今後の予定

11月18日 第2回業務研修会

会員異動 ※敬称略

○入会○

令和7年4月1日 檜森 匠（福島支部）
金成 亮尚（いわき支部）
令和7年5月1日 横村 雄大（いわき支部）
鈴木 達也（郡山支部）
小野 崇（相双支部）

令和7年6月20日 山川 宏司（会津支部）
織田 和晃（郡山支部）

令和7年8月1日 鈴木 直人（相双支部）

(リレー企画) 土地家屋調査士のわんぱく現場メシ紹介のコーナー

会報誌のスキマを埋めてみようという新企画で、第3回を担当いたします福島支部の柴山です。

前回ご執筆いただいた郡山支部 菊田さんからバトンを受け取り、私も実際に食べて感動した現場メシをご紹介させていただきます。



今回、私が紹介するのは福島市平野にある「レストラン リンカーン」さんです。

県道沿いに佇むアメリカンダイナー風の外観が目を引き、地元では長年愛されている洋食屋です。



現場作業のお昼ご飯に立ち寄ったのがきっかけですが、料理のクオリティの高さ・量の多さに驚きました。どれを食べても美味しいですが、中でも「ポークステーキドビ風」が私のイチ押しです。

厚切りのポークに香ばしい焼き目がついており、特製のドビソース（デミグラス風）がたっぷりとかかっています。しっかりとした味付けが濃厚で、ライスとの相性は抜群。さらに、付け合わせで同皿に軽く付いているスパゲッティにこのソースを絡めて食べると、「うまい」を余すことなく頂けます。満腹感と満足感のバランスが絶妙な逸品です。

調べてみると、福島市で30年以上地元の方に愛されている老舗のこと。人気店のため、ランチタイムには満席になることがほとんどですので、来店時間はピークを外すなどの工夫が必要かもしれません、洋食屋で迷ったら、まずはここに行けば間違いないだと感じます。

店舗情報

『レストラン リンカーン』

住 所：福島県福島市飯坂町平野原78

T E L : 024-546-8808

営業時間：11:00～13:00、17:00～18:00

定休日：不定休

次回は、
いわき支部 古川造吾さんです！
よろしくお願いします！



柴山 大輔
(福島支部)

編集後記

- 今回初めて広報部としての活動をしました。大勢の方のご協力をいただくことで、1つの会報誌の出版に繋がると言うことを学びました。
- 会員の皆様へ、普通に日々を生活していく中で色々な気づきがあると思います。是非、会報誌に紹介できるようなエピソードがあれば、メモ程度のものでも構いませんので、ストックしておいていただき、広報部へご一報いただければ幸いです。

広報部長 宗像 浩

会報ふくしま №.90 (夏号)

発行日 令和7年8月29日
発行者 会長 土井 將照
発行元 福島県土地家屋調査士会
〒960-8131
福島県福島市北五老内町4-22
TEL : 024-534-7829
FAX : 024-535-7617
E-mail : info@fksimaty.or.jp
印 刷 株式会社 阿部紙工
* * * * * * * * * * * * * * * *
★会報ふくしまは、福島県土地家屋調査士会ホームページへの掲載も行っております。
ぜひご利用ください。

測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品Noのある機器に限る)について

**業務使用中、携行中、保管中等の
偶然な事故による損害に対し、
保険金をお支払いします。**

例えば

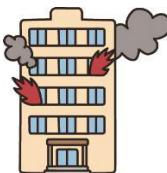
1

測量中誤って
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、自宅等
に保管中に盗難にあった。



等

●個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の年間保険料

測量機器総合保険(本制度):30,000円

動産総合保険(個別加入):83,820円

約64%
割安!

●免責金額はありません。

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。
ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10
土地家屋調査士会館6F
TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL 03(3259)6692